

8 欧米のデジタルコンテンツ保護法制の最近の動向に関する調査研究

近年の急速な技術の発達を土台とするデジタル化されたコンテンツへの需要と、そのコンテンツの作成、加工、流通や発信などに関わる新たな産業については、21世紀に向けてさらなる拡大が見込まれている。そうした拡大を担保するために、新しい商品形態に応じた新たなルール作成が求められており、WIPO (World Intellectual Property Organization) 等における国際的な保護制度整備の実態を踏まえて検討していく必要がある。したがって、多くの点で先行する欧米の状況を実際に調査し理解することが非常に重要である。本年度の委員会では、昨年に行われた我が国の著作権法および不正競争防止法の一連の法改正に留意しつつ、WIPO、EU、米国それぞれにおける各種法制度整備の検討状況、立法状況および産業界への影響等につき、現地調査を主に調査研究を行った。本稿は、以上の観点から行われた、欧米におけるデジタルコンテンツの保護法制の最新の動向の調査結果について取りまとめた報告書の要約である。

I 調査概要

1 調査内容

デジタルコンテンツの保護法制を巡り、現在、懸案となっているテーマを大別すると、①著作権法で保護されないデータベースの保護の在り方、②コンテンツの視聴、コピーへの対価の徴収を確保するための技術的手段の回避装置・プログラムの提供等の規制の在り方が挙げられる。我が国においては、後者について、平成11年の不正競争防止法及び著作権法の改正により対応したところである。これら二つのテーマについては、欧米各国においても法整備が進められているところである。データベース保護法制度については、EUにおいて、1996年のデータベース保護指令に基づいた加盟国の国内法整備が行われる一方、米国においては、二つのデータベース保護法案 (HR.354及びHR.1858) が議会において審議中である。また、WIPO著作権常設委員会におけるデータベース保護条約の検討も継続して行われている。

更に、技術的手段の保護については、1996年に成立したWCT (WIPO Copyright Treaty) ・WPPT (WIPO Performances and Phonograms Treaty) の国内実施法として、1998年、米国においてDMCA (Digital Millennium Copyright Act) が成立する一方、EUにおいては著作権指令案が審議の途上にある。また、EUにおいては、既に1998年のコンディショナルアクセス指令によって、アクセス管理技術の保護が規定されたところである。

本調査においては、欧米の法整備の動向や、それらが市場へ与える影響等について、以下のとおり現地調査を行った。

(1) データベース保護法制度について

- ① WIPO著作権常設委員会へ出席し、情報収集を行う。
- ② EUにおけるデータベースの保護に関し、EU当局及び現地弁護士事務所においてインタビュー調査を行う。
- ③ 米国におけるデータベースの保護に関し、米国データベ

ース保護法案 (HR.354及びHR.1858) を中心に、議会スタッフ、学識経験者等を対象にインタビュー調査を行う。

(2) 不正アクセス・コピー規制について

- ① EUにおけるEU著作権指令案及び1998年に採択されたコンディショナルアクセス指令への各国の対応状況等について、EU当局へインタビュー調査を行う。
- ② 米国における1998年のDMCAの制定が米国内産業に与えている影響等について、政府関係者、現地企業等へインタビュー調査を行う。

2 出張調査概要

欧州、米国に対して行ったヒアリングの調査期間、調査先は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 欧州:

訪問先:

- ① WIPO (ジュネーブ) (第3回著作権常設委員会 ("SCCR") 出席)
- ② 欧州委員会DG15 (ブリュッセル)
- ③ Morrison & Foerster LLP (ブリュッセル)
- ④ Max Planck Institute (ミュンヘン)

(2) 米国:

訪問先:

- ① Prof. Paul Goldstein (Stanford University) (サンフランシスコ)
- ② Liquid Audio, Inc. (サンフランシスコ)
- ③ Prof. Jane C. Ginsburg (Columbia University) (ニューヨーク)
- ④ American Society of Composers, Authors and Publishers ("ASCAP") (ニューヨーク)
- ⑤ Broadcast Music, Inc. ("BMI") (ニューヨーク)
- ⑥ Prof. Peter A. Jaszi (American University) (ワシントンDC)

- ⑦ 米国特許商標庁 ("USPTO") (ワシントンDC)
- ⑧ 富士通ワシントン事務所 (ワシントンDC)

II データベース保護法制度について

1 WIPO著作権常設委員会におけるデータベース保護条約の検討状況

(1) 第3回SCCRにおいては、前回の第2回SCCRにおいて決議されたとおり、WIPOデータベース保護条約案につき引き続き討議が行われた。討議の結論は、以下のとおりである。

- ① データベース保護は、SCCRの今後の議題とする。
- ② WIPO国際事務局は既存資料のアップデート、および発展途上国に対する、データベースの保護による経済的影響を速やかに調査する。

(2) 討論の概要は次のとおりである。

- ① 冒頭、国際事務局よりこれまでの経緯・関連資料の説明があったが、新しい情報はほとんど無く、途上国への経済的影響のレポートも評価中であった。次に、SCCRが開催される前日の11月15日に行われた各地域会合の結果報告として、各国のコメントがあった。途上国への経済的影響が問題であるとする意見やWIPO国際事務局による途上国への経済的影響に関するレポートの早期提出を求める意見が多かった。
- ② 次に、各政府代表、NGOのコメントがなされた。アンブレラ型の解決を主張する米国によるコメントは以下のとおりであった。

「何年もこの問題を検討して、現在2つの法案(HR.354、HR.1858)が下院に提出されており、不正使用防止型(misappropriation)のアプローチを取っている。条約はどうあれ、各国は、著作権、特別の権利(sui generis right)、競争法のいずれの形式でも、国内法の枠組みの中で対処すれば良い。外国のデータベースは内国民待遇で取り扱うが、過度の保護は教育や研究に影響を与える。」

また、独占による濫用(abuse)を防止するため、強制的ライセンスやフェアユース規定が必要とする意見や、公共の情報についての例外規定が必要とするNGOからの意見もあった。

(3) なお、WIPOデータベース条約については、ヒアリング先で以下のようなコメントが得られている。

・(DG15)条約には時間がかかりそうである。問題は、先進国と開発途上国の間の意見を調整することであるが、EU域内の合意だけでも10年近くかかっている。EUとしては条約交渉する用意があるが、米国で何かあるかにもよるだろう。データベース保護において、不正競争防止法による救済はsui generis rightの代わりにならない。何故なら、不正競争防止

法による救済には、通常は競争関係が必要であるからである。

2 EUデータベース保護指令

(EU Database Directive 96/9/EC of 11 March 1996)

(1) 各国国内法の整備状況

1996年3月に採択されたEUのデータベース指令では、1998年1月1日までに、加盟各国が指令に基づきデータベースの保護を立法することになっている。調査段階では、EU加盟15ヶ国中11ヶ国(ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、オーストリア、スウェーデン、スペイン、フィンランド、デンマーク、ベルギーおよびオランダ)が法改正または新規立法で対応済みであった。残る4ヶ国(ルクセンブルク、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド)の立法作業が遅れており、欧州委員会が欧州司法裁判所に付託を表明していた。

審議中の4カ国についてのDG15のコメントは以下のとおりであった。

① アイルランド

包括的に著作権法全体を改正しようとしているため、遅れているが、来年の早い時期に法制化の見通しである。

② ギリシャ

最近2カ月の間にたいぶ進歩があった模様。

③ ルクセンブルク

最も遅れているが、著作権法とは無関係な国内政治レベルの問題による。

④ ポルトガル

まもなく登録される見込み。

なお、制定済みの11ヶ国についても、指令の期限より遅れた国については、遡及適用を行っている模様である。また、どのように国内法制化したかは異なっている。ドイツ、オーストリアは著作隣接権による保護を採用している。また、北欧諸国のように、著作権とは別にカタログを保護する、いわゆるカタログルールを採用している国は、それを適用して法制化している。

(2) 主な争点

① 権利期間

EUのデータベース指令における保護期間は最初の投資から15年間となっているが、継続投資する場合、始点の判断が困難で、実質的に保護が永続的(perpetual)となる危険性があるのではないかと、という質問については、永続的ではないとの回答が多かった。オフラインのデータベースの場合は簡単であり、旧版は発行年度から15年で権利消失する。オンラインのデータベースの場合は比較的複雑ではあるが、要は、最初の投資に着目して、その後の追加の投資額が最初の投資と比較して十分かどうかで更新を判断する。追加投資

が十分ならあらたなデータベースとして保護することになる。

② 「実質的な投資 (substantial investment)」の解釈

実質的な投資の意味については、データベースを作成する「行為」そのものへの投資の意味であり、他のことは一切考慮しない。つまり、著作権法の対象となる「著作物の価額」は考慮しないということである。この「substantiality」は英国法の伝統であって、市場への影響を考慮して裁判所が判断する。投資の評価は絶対量ではなく、ベルリンの裁判所で扱った事例では、100件程度のオンライン広告も保護対象としたものがある。

(3) 産業界等へのインパクト

① データベース保護による影響

特別の権利採用による影響については、定量的に量るのは難しいとの意見が多かった。データベース指令の第13条で公文書へのフリーアクセスを認めているので、教育や科学研究団体などに問題は生じていないこともある。

② データベース指令第16条3項のレポート

データベース指令第16条3項に規定されている、欧州委員会自身によると特別の権利採用による影響の評価レポートについては、調査自体は終了しているが、レポート作成にはもう少し時間がかかる模様である。

(4) 先行的な裁判事例

データベース保護に関する注目すべき判決としては、以下の電話番号情報に関するものがある。また、係争自体はかなりあっても、和解しているケースが多いとの情報がある。

【Tele-Info-CD事件 (BGH Urt. v. 6. 5 1999, I ZR 199/96)】

(連邦通常裁判所 (ドイツ最高裁) 判決、1999年5月6日)

(概要)

ドイツテレコムの子会社であり、電話帳の発行を担当しているDeTeMedien (原告) が、原告に断り無く当該電話帳から、スキヤニングおよび筆写により、記載事項を複製して電話帳CD-ROMを作成、販売していた被告らを提訴した事件である。連邦通常裁判所は、「電話帳は一般的には著作権の対象となる著作物としての保護の対象にはならないが、データベース指令に基づく著作権法の改正により、保護を受けるものとなった」として、差止めおよび損害賠償請求を認めた。

3 米国データベース保護法案 (HR.354及びHR.1858)

(1) 議会における審議状況

前第105議会において提出されたデータベース保護法案 (HR.2652、SR.2291等)は、いずれも廃案となり、新たに今106議会においては、下院より以下の2法案 (HR.354及びHR.1858) が提出されている。

① HR.354 「Collections of Information Anti-piracy Act」

Coble下院議員より、司法委員会へ提出されている。基本的には前議会提出案 (HR.2652) と同内容である。3月に下院公聴会が開催され、5月末に司法委員会で承認されているが、本会議には未提出である。

② HR.1858 「Consumer and Investor Access to Information Act」

Bliley下院議員により、同議員が委員長を務める商務委員会に提出されており、8月に商務委員会で承認されている。

審議状況全体について見ると、審議中の2法案については、学者より、そもそも既存の法律 (著作権法と反トラスト法) での保護で不十分なのかどうかということを審議する必要があるとの意見があった。

法案の審議については、2法案とも、共和党政権下で提出された法案であることから、選挙によって影響を受ける可能性が多分にある。HR.354については、修正版が1999年11月に出されているが、HR.1858については、動きが全く無い模様である。

今後の見通しについては、選挙の年であること、また、両法案とも議会での推進役に当たる人物が異動等により抜けてしまうため、進展は見込めないとの意見が主である。上院からの新規法案の可能性も低い模様である。

(2) 主な争点

① データベースの定義

HR.354のデータベースの定義 (情報収集物) 自体、広すぎるのではないかという疑問については、EUのデータベース指令の定義と比べると大分狭くなっているとのコメントがあった。

また、HR.1858について、権利侵害の規制対象が、データベース全体の複製 (duplication) だけしかないのは問題であるとの意見があった。データベースはその一部を利用することも多いためである。

② 「潜在的市場」 (Potential Market)

HR.354では、「他者の商品・役務に関連する、現存又は潜在的市場を害する」抽出や再利用行為が規制されている。この「潜在的市場」については、抽象的であるとの批判があったが、最新のドラフトでは潜在的市場の定義そのものが削除されていることが判明した。潜在的市場が不明確なままで

あると、実質的にEUのデータベース指令と大差なくなってしまうのではないかという意見には学者からの同意も多く、その点が考慮された模様である。

③ 「実質的部分」(substantial)

規制対象とされている「情報収集物全体あるいは量的または質的な実質的部分への侵害」については、具体的には、「侵害」は「営業上の利益の侵害」、「実質的部分」は「データベース構築にあたり相当な投資が行われた部分」との解釈でよい模様である。なお、新ドラフトでは、保護対象の「実質的部分」の文言からは「量的または質的な」といった装飾文言が削除されており、単に「実質的部分」だけになっている。この装飾文言の削除については、定義をより明確にするかどうかで意見が分かれている。

④ 情報独占の可能性

上記の実質性の定義に関連して、その定義が不明確な場合のパブリックドメインに属する情報の独占のおそれについては、米国案がデータベースを部分で判断できることやフェアユースを理由に、問題ないとする意見が多かった。また、米国の伝統として、法律を制定する際に定義を広く取りケースバイケースに対応できるようにするとのコメントもあった。

ただし、反トラスト法による救済については、HR.1858では私人による提訴を認めずFTCのみがエンフォースできるとされているのは問題とする意見が多かった。

⑤ 権利期間

EUの場合と同様に、データベースの更新への投資が続けられることにより、15年の保護期間を超えて、実質上、無期限に保護が与えられることになるのではないかという疑問については、最初の投資によって作成された部分への保護期間は、その後の追加投資によって延長はされないとのコメントがあった。ただし、学者からは、実務上は問題があるとの意見があった。初期投資によって作成された部分の抽出は難しく、特に今後のネットワーク上で更新されるデータベースの増加により、投資の始点はますます判断しにくくなるためである。

(3) 産業界等からの反応

両法案それぞれについての支持団体については以下の模様である。なお、学者によると、HR.1858の支持層は実際には保護不要派であり、単にHR.354への対抗として支持しているだけとのコメントがあった。

① HR.354支持

Publisher (出版業者)

Database Company (データベース企業)

National Realtors (不動産仲介協会)

American Medical Association (全米医療協会)

e-Bay (オークションサイト)

② HR.1858支持

Library Association (図書業界)

ATT, MCI

Yahoo等、多くのインターネット企業

Stock Exchangers (証券業界)

III 技術的手段保護法制度

I EU著作権指令

(EU Copyright Directive)

EUの「情報社会における著作権および関連権の一定の側面のハーモナイゼーション指令」案(以下「EU著作権指令案」)については、1997年12月に欧州委員会が初案を公表している。1999年の2月には欧州議会において修正案が採択されているが、これは権利者の立場寄りに、一時的複製の例外等の適用除外規定の範囲が狭められたものであった。そのため、再度1999年5月に欧州委員会の修正案が公表されている。このように、欧州議会と欧州委員会の間での意見の相違や、加盟国内での既存法制の違いによる意見の相違などに加え、影響を受ける業界のロビー活動により、錯綜した状況となっている。今回の調査では、その後の状況等につき調査を行った。

(1) 議会における審議状況

現在の著作権指令案の審議状況は、DG15によれば著作権指令案のコモンポジションが2、3ヶ月以内に採択される見込みとのことであったが、弁護士、学者は悲観的であった。そもそも指令の採択自体を希望していない加盟国があることや、指令の文言でなお論争があることから、先を見通すのは難しいとの意見が多かった。DG15の予想は相当に楽観的に見ての話である模様である。

(2) 主な争点

① 一時的複製(Temporary Copying (第2条および第5条第1項))

インターネットを含む通信ネットワークにおいて生じる一時的な複製は、最初の指令案では第2条に規定する「複製」には一応該当するが、第5条1項の例外規定が適用されるため著作権保護が除外される。この一時的複製については、「一時的複製にも権利者保持者の許諾が必要」という趣旨の文章が欧州議会によって追加されたが、欧州委員会はこれを拒否している。許諾を入れるかどうか、欧州議会と欧州委員会のアプローチの違いである。サービスプロバイダーにとっては、インターネットアクセスの場合などで、どこで許諾がいるのかわからないため、規定の有無は問題であり、かなり関心を持っている模様。

② 私的複製(Private Reproduction(第5条第2項))

指令案では、日本と異なり、アナログ機器への私的な録音

録画についても、補償金制度が提案されている。これは、加盟国のほとんどが、既にアナログへのLevy(補償金制度)を既に持っているという背景があるためである。

③ 技術的保護手段(Technical Protection Measures)の回避(第6条)

昨年改正された日本の不正競争防止法と同様に、EU案でも回避行為そのものではなく回避機器を規制する形となっている。また、試験研究目的の、いわゆるリバースエンジニアリング目的での回避は、日本と同様、規制より除外される模様。

(3) 産業界からの反応

現在の案については、まだ議論途中ではあるが、サービスプロバイダーは、一時的複製のように、コントロールできない部分で規制されるような、保護が過度になることに反対している模様。一方、権利保持者は欧州委員会の修正提案が第5条1項、第6条の権利保護範囲を狭めたため、不満である模様。

2 EUコンディショナルアクセス指令

(Conditional Access Directive 98/84/EC of 20 November 1998)

EUの「条件付きアクセスに基づく又は準拠するサービスの保護に関する指令」(以下「コンディショナルアクセス指令」)の採択に関しては、1996年6月に発行された「国際市場での暗号化サービスに対する法的保護」と題するグリーンペーパー公表に端を発している。その後、1997年7月に欧州委員会が初案を公表し、1998年6月のCommon Position採択を経て、1998年11月にEU閣僚理事会において採択され、発効している。

コンディショナルアクセス指令は、アクセス管理技術を用いてコンテンツを提供するサービス業者を保護するという観点からの規制である。請求権者が権益を侵害された情報サービス業者である点からもわかるように、コンテンツそれ自体の知的財産権保護とは独立しているものと解釈されている。指令のEU域内での法制化期限が2000年5月末であり、まだ期限前であることから、今回の調査では、各国の立法化状況等を中心に調査を行った。

(1) 各国の法整備状況

オランダ、フィンランド、デンマークの3ヶ国は、法律を制定した模様である。ただし、DG15によれば、指令に則っているかは疑問がある模様。実質的な法整備はまだこれからという状況である。

(2) 指令の解釈

コンディショナルアクセス指令はSignal(信号)を、著作権指令案はContent(内容)を保護することで分野を峻別されている。ただし、著作権指令案と同様に、試験研究目的での機器製造等は規制の対象外とされる。

3 米国Digital Millennium Copyright Act(略称DMCA)

DMCAは、1996年12月に採択されたWCTの国内法制化法案や、サービスプロバイダーの責任限定に関する法案等が修正、併合され、1998年10月に成立している。

日本の不正競争防止法と比較して特徴的な点は、技術的保護手段の回避機器だけでなく、回避行為そのものを規制している点である。

(1) 規定の解釈

① 技術的保護手段の施された非著作物の扱い

技術的保護手段の施された非著作物の保護については、学者からは含まれるとの意見が多かった。しかし、USPTOによれば、DMCAはあくまで著作物のみを対象としている法律であって、非著作物が含まれるとの解釈はそもそも間違いであるとのことであった。従って、著作物に施された技術的保護手段のみが対象であり、非著作物に施された技術的保護手段は対象外となる。

② 行為規制の意図

DMCAに機器規制のみならず行為規制も盛り込んだ意図は、機器を用いなくても回避行為が行える技術を持つ者への対応が理由とされた。

③ 第三者が施した技術的手段の扱い

DMCAで保護されている「技術的保護手段」に、著作物の権利者以外の者が施した技術的保護手段も含まれるかどうかについては、権利者の許諾があるかどうかのポイントとされている。したがって非合法的な複製者が施した技術的保護手段等は含まれない。

④ 適用除外規定について

DMCAでは、「公衆」への回避機器の提供等が規制されているが、特定個人に対して行われた場合どうなるかについては、文言上は当然個人相手の行為は除外されてしまうという意見があった。ただし、回避機器の製造段階では目的は考慮されていないため、回避機器を製造する者を押さえることで実質対応には問題ないとの意見もあった。

なお、研究開発が目的の場合は適用が除外されているため、暗号技術の研究開発などの目的での機器については除外される。この場合、制限が無いわけではなく、書面等による相当に厳しい目的の証明が要求され、より強力な技術的保護手段の開発などは、対象の技術的保護手段の権利者の許諾が必要となる模様である。

(2) 先行的な裁判事例

DMCAに係る具体的な事件・判決について、代表的なものは以下のとおりである。

- DVD Copy Control Association, Inc. (DVDC-CA) v. Andrew Thomas McLaughlin, et al.

(CV786804、カリフォルニア州上級裁、2000年1月21日
仮差止命令)

映画配給会社とDVD機器メーカーによって構成されるDVD-CCAが、DeCSS^(*)を掲載したウェブサイトおよび当該掲載サイトへのリンクを行った個人を被告として、営業秘密の不正利用等を理由に提訴したものである。

※ DeCSS: DVDの暗号化技術であるCSS (Content Scrambling System)を解読するプログラムで、ノルウェーのネットワークカーにより開発されたものである。

○ Universal City Studio, Inc. et al. v. Shawn C. Reimerdes, et al.

(00 CV00277、ニューヨーク南部連邦地裁、2000年1月20日仮差止命令)

映画スタジオ8社が、DeCSSを配信した個人を被告として、DMCA違反を理由に提訴したものである。仮差止命令は、DeCSSは、LinuxOS上でのDVD再生を目的とするという被告のリバースエンジニアリングの抗弁を否定している。

○ Realnetworks, Inc. v. Streambox, Inc.

(C99-2070、ワシントン西部地区連邦地裁、2000年1月18日仮差止命令)

Realnetworks社が、同社の提唱するRealaudio音楽フォーマット形式の音楽コンテンツを、MP3等の別フォーマットに変換するプログラムを開発したStreamboxを被告として、DMCA違反を理由に提訴したものである。

○ Kelly v. Arriba Soft Corp.

(53 USPQ2d、カリフォルニア連邦地裁、1999年12月16日)

原告である個人写真家は、自己の風景写真等を自己のWeb siteに掲載していた。被告は自己のWeb siteにおいて、原告のWeb siteへのリンク情報を提供していたが、そのリンクのアイコンに掲載写真ファイルの縮小版ファイル(サムネール)を作成して使っていた。本件は、写真ファイルの改変が著作権情報の改変に該当するとして訴えられた事例である。裁判所は、当該アイコンをクリックすれば正規の情報にリンクしているため、著作権情報の削除ではないとした。

○ RIAA v. Napster

(カリフォルニア北部連邦地裁、1999年12月提訴、係属中)

Napster社が開発した「Napster」ソフトウェアは、同ソフトウェアを利用しているユーザーが、インターネットを介して他のユーザーのHD上にあるMP3ファイルを検索し、相互に転送(複製)することを可能とするものである。原告RIAAは、

当該ソフトウェアが、違法なMP3ファイル複製を助長するものとして、被告を提訴している。

IV 終わりに

本調査研究においては、欧米の法整備の動向や、それらが市場へ与える影響等について、現地調査を行った。調査結果から判断するに、各国において既に整備済みの法制度については、現時点において特段の問題は生じておらず、権利者・利用者双方とも、新たな法制度へ比較的順調に適応しつつある。

その一方、未だ審議中である米国データベース法案、EU著作権指令案等については、現在も多く論点を内包しており、成立に向けた今後の見通しも明確ではない。これら法案・指令案は、デジタルコンテンツの保護に関する今後の国際的な潮流に大きな影響を与えるものであり、その動向については、引き続き注意深く見守っていく必要がある。

以上

(担当：研究員 吉田 英広)

